



国際RI第2730地区

宮崎南RC 週報



**奉仕の精神を大事にして継続性のある
楽しく充実したロータリー活動の実践を！**

ロータリー月間
母子の健康月間

第2102回例会

2022.4.11

会長／田中 寛 幹事／田中靖彦
 副会長／山地久守 会報／長澤好太郎
 例会場／宮崎観光ホテル
 ソング／奉仕の理想

会長挨拶

田中 寛会長



先週の土曜日である4月9日に、宮崎県中部グループ会長・幹事協議会に、田中幹事と一緒に出席してきました。上記会長・幹事協議会は、田島ガバナー補佐の主催ですが、当日は、井福ガバナーも出席されました。当日は、中部グループの各ロータリークラブから、これまでの活動状況の報告がありました。宮崎南ロータリークラブの活動状況につきましては、地区補助金を使って、埼玉の蓮田ロータリクラブと提携してタイ・チェンマイ・オムコイ郡の4年生大学の看護学生を支援中であることや、社会奉仕委員会の活動として、児童福祉施設3か所に、靴やサッカーボール等を贈呈し、大変喜んでもらったことなどを報告しました。

また、当ロータリークラブも、他のロータリークラブと同じく、新型コロナ流行の影響で、思うように活動ができなかったこと、及び例会も思うように開催できなかったので苦労したことを報告しました。また、コロナが下火になったときは、感染防止に注意して例会の開催や各行事を出来るだけ実施したことを報告しました。さらに、本年度の重点目標である会員増強については、年度初めの会員数が50名であったところ、高齢になられた会員が2名退会されたので、48名になったこと、しかし、その後新たに3名の入会があるので、現在は51名であり、近く1名の入会がある予定なので52名になる予定であることを報告し、今後はさらなる会員増強と、特に女性会員の増強に努めたいことを報告しました。

出席委員会報告

中武照利委員長

●出席状況

本日状況

会員数	(49)	50名
本日欠席者数		19名
本日出席者数		31名
出席率		63.27%

前々回修正出席状況

マークアップ数	2名
修正出席率	75.51%
マークアップされた方	
熨斗克典会員、安川潔会員	

ニコニコBOX

1件	3,000円
累計	331,000円

募金箱

4,928円
累計 117,404円

先日の例会の挨拶で、本年4月1日から、成人年齢が18歳になることをお話ししましたが、4月9日の宮日新聞に、「19歳特定少年氏名公表、夫婦殺害の罪で起訴、改正少年法初」という記事が出ていました。改正少年法で、18歳と19歳を「特定少年」として、一定の重罪については氏名を公表することになったことによるものであり、成人年齢が18歳になったことに伴って規定されたものです。しかし、一方で、氏名を公表すると、立ち直りが難しくなる面があるので、若年層の立ち直りと、大人としての責任をどうバランスをとって運用していくかが今後の大きな課題になるものと思います。

当ロータリークラブの今後の活動につきましては、6月の会期末まであと残り少なくなってきたが、女性会員を含め、会員を1人でも多く入会していただくよう努力したいと思いますので、会員増に向けて皆様の全面的なご協力をいただきますよう宜しくお願い致します。

幹事報告

田中靖彦幹事



ウクライナ救援支援金について
 ウクライナでの救援活動を支援するため災害救援支援金を協力すること
 といたしました。当クラブからの支援金は￥150,000を支出することを理事会で決定しました。

ご理解いただきますようお願い申し上げます。

ビジター紹介

菊池清文会員（宮崎北RC）

ニコニコBOX



戸高勝利会員

- ・開地会員がPETSを終了され会長エレクトになられました。おめでとうございます。
- ・6～7年前家族懇親会に参加しておりました孫が高校を卒業。医学系の大学へ行くことになりいつの間にか大人になりました。

●米山奨学金授与式



ワン イハン様

会員卓話

疲れ目について

野田一孝会員



1. 寄せ目のチェック

目から10cm離した位置ある一点を10秒間見つめて、その点が2つに見える場合は「寄せ目力の低下」になっています。人は近くものを見るとき、必ず目を寄せる必要があります。目を寄せる筋肉と、脳の命令が疲労して、疲れ目になってしまいます。

2. この疲れ目を改善する方法として、昔から言われてます、遠くを見る方法などありますが、現在では、1時間に1回1分間目を閉じることにより筋肉や脳がリラックスし、目は外向きの一番楽な状態に近づきます。こまめに目を閉じることで溜まった疲れをほぐし、疲れ目になるのを防ぎましょう。

3. 気を付けたいスマートフォンなどの使用

特に現在の若者は、スマートフォン、タブレットでのゲームや読書など、長時間色々な使用をしています。目の休まることがありません。このような機器を使用するときは、目から30cm以上離して、1日の使用時間を4時間以内にすることが、現在進められています。

4. 目の寄り目の症状に気づいたら、医師による診断を受けていただき、適切な処置をしていただきたいと思います。

司法書士業務雑感(社会の変化) 山地久守会員



皆様、こんにちは。今、世界に目を向けると、連日、ロシアによるウクライナ侵略をめぐる報道がなされています。力による現状変更がなされています。ウクライナの人々の悲惨な現状を見て大変疲れる方、共感疲労を覚える方もおられるものと思いますが、先の大戦に関する東京裁判の基準によれば、当然、戦争犯罪になるものと思います。

私の職業分類は司法書士です。この業界に入り約38年になります。どこの業界も同じだと思いますが、業界に入ったころの状況からすると技術的にも、考え方も随分変わったなと思っているところです。3月の例会で、宮崎南印刷さんが最新鋭の印刷機を導入したとのお話がありました。我々司法書士業界も、技術的には、手書きで書類を作成していたのが、そのうち和文タイプライター、ワードプロセッサー、パソコンで書類作成するようになり、登記申請も紙の申請書で申請していたのが、現在はオンライン申請が主流です。登記を受け付ける法務局もオンラインで申請されたものは自動でデータ入力される時代になりました。様々な考え方も、以前、登記申請は「出頭主義」といって必ず申請書を法務局の窓口に持参する必要がありましたが、平成16年の法改正によりオンライン、郵送の可能となりました。登記申請に関する考え方(説明)の変化が見られます。以前は、株式会社を設立するには金1000万円の資本金が必要でした。平成18年の会社法施行に伴い法的には資本金1円でも設立可能となりました。資本充実の原則という考え方がありました。

日本は法治国家でございますので、物事を進める上では条理に従って処理し、最終的には法律に従って解決を図ることになります。力による一方的現状変更は認められません。私が、この業界に入ったところ、司法書士の中心的業務である不動産取引の中においても以前は大変好ましからざる方々が登場してきました。フェイク、暴力的な行為もあり精神的負担も大きくなることが多々ありました。所謂、ブローカーと言われる方々の横行、トラブルに巻き込まれる方も時々ありました。今でも地面師などの問題があります。金融機関の方々にも同じことが言えるのですが、マネーロンダリング防止のためで犯罪収益移転防止法という法律があります。この法律や司法書士会の会則等により大変厳しく本人確認や記録の作成を求められているところです。現在は、各種契約書に反社会勢力排除に関する条項が含まれ、また、暴力団対策法等が施行され随分仕事がしやすくなったよう思います。

先日、会長から成人年齢を18歳に引き下げる民法改正があった旨お話をされました。その他にも、昨年、皆様の生活に深くかかわる法改正がありました。民法の一部、不動産登記法の一部が改正され、令和6年4月1日、相続登記申請の義務化、住所等の変更登記申請が義務化が施行されます。一応、罰則規定もあります。この法改正は、全国に九州と同じくらいの広さの所有者がわからない土地が存在するという問題があるため、今後、このような問題が発生しないようにするために、相続等の登記手続をせず放置している土地を活用するときに莫大な費用と労力を必要とします。公共工事等の際にも事業が進まずないという問題が生じます。不動産を所有されている方は、相続が発生し、住所等を変更した際は、お忘れなく登記手続をされますようお願いします。詳細は、法務省のホームページ、当会の会長又は私共にお尋ねください。